

令和4年11月7日

各都道府県商工労働部（局）御中

日頃より経済産業政策をはじめとする政策の遂行に当たり、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、各自治体におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。特に、本年8月には、従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないことについて、地域の事業主団体又は企業に対して要請を行っていただき、誠にありがとうございました。

今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています^{注1)}。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース^{注2)}においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」についてコンセンサスをいただいたところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。今般、上記の趣旨について幅広く周知を行う観点から、別添のとおり厚生労働省から事務連絡が発出されました。

同事務連絡では、本年8月に御依頼させていただきました新型コロナウイルス感染症に関するものに加え、季節性インフルエンザに感染した場合であっても、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないことなどを要請していただくよう依頼がなされております。

つきましては、各都道府県商工労働部局におかれましても衛生主管部局及び総務部局と連絡を密にいただき、同事務連絡への確実なご対応をお願いいたします。

なお、各業界団体全国組織あてにも、経済産業省を含めた各省庁から、参考②—1、参考②—2のとおり会員企業あての要請をしていることを申し添えます。

経済産業省大臣官房総括審議官

新居 泰人

注1) 「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日）別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」（<https://corona.go.jp/withcorona/>）

注2) 「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」（令和4年10月18日）資料1「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf>）